

(財)長崎県育英会「東北地方太平洋沖地震災害被災奨学生」
(高等学校等)採用要項

- 1 目的
東北地方太平洋沖地震災害で、生徒又はその保護者が被災を受け、経済的理由により修学が困難となり、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた生徒に対して、奨学金を貸与し修学を支援する。
- 2 出願資格
長崎県内に住所を有する者の子弟で、高等学校等に在学する者。
- 3 成績要件
問わない。
- 4 所得要件
問わない。
- 5 対象校種
高等学校（専攻科を含む）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部・専修学校の高等課程並びに高等専門学校（通信制を除く）。（以下「高等学校等」という。）
- 6 貸与月額
(1) 国公立高等学校等
自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
(2) 私立高等学校等
自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円
- 7 奨学金貸与開始月
平成23年4月分から
- 8 貸与期間
正規の最短修学期間
- 9 願書受付期間
随時
- 10 併給
他の奨学金制度の奨学金との併給を可とする。
- 11 連帯保証人
連帯保証人を必要とする。
- 12 奨学金の返還
貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、全額を年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還する。
- 13 その他
本要項に規定のない事柄については、(財)長崎県育英会貸与規程等に準じて取り扱うものとする。

(財)長崎県育英会「東北地方太平洋沖地震災害被災奨学生」
(大学等)採用要項

- 1 目的
東北地方太平洋沖地震災害で、学生又はその保護者が被災を受け、経済的理由により修学が困難となり、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた学生に対して、奨学金を貸与し修学を支援する。
- 2 出願資格
長崎県内に住所を有する者の子弟で、大学等に在学する者。
- 3 成績要件
問わない。
- 4 所得要件
問わない。
- 5 対象校種
大学・短期大学・専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る）（大学院・通信教育等を除く）
- 6 貸与月額
(1) 平成19年～23年度入学者
国公立 41,000円 私立 47,000円
(2) 平成18年度入学者
国公立 35,000円 私立 41,000円
- 7 併給
他の奨学金制度の奨学金との併給を認める。
- 8 奨学金貸与開始月
平成23年4月分から
- 9 貸与期間
正規の最短修学期間
- 10 願書受付期間
随時
- 11 連帯保証人
連帯保証人を必要とする。
- 12 奨学金の返還
貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、全額を年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還する。
- 13 その他
本要項に規定のない事柄については、(財)長崎県育英会貸与規程等に準じて取り扱うものとする。